

千利休の切腹の状況および原因に関する一考察

—— 関係史料の分析・検討および切腹原因に関する諸説の批判的検討 ——

福 井 幸 男

キーワード：千利休，茶の湯，豊臣秀吉，切腹，獄門

I はじめに

茶人千利休は、主君豊臣秀吉がその元主君織田信長創案による「御茶湯御政道」の政治的・経済的効用に加え、その文化的効用をも十二分に駆使しながら、天下人に登りつめるのを、茶湯の指南・後見役として側面から支える。そして天正13年（1585）の秀吉の禁中茶会では、その後見のため利休居士号を下賜され、立派に後見役を果たし、天下一茶湯名人と称されることになる。その結果、豊臣政権下の諸大名は競って千利休の門弟たらんと欲するようになり、彼は居ながらにして諸大名の情報通として、秀吉の「御茶湯御政道」推進の後見役のみならず、秀吉およびその弟大和納言秀長の側近参謀的存在となる。

このようにして、豊臣政権における位置も最盛期にあった千利休であるが、天正19年（1591）の新しい年とともに、その運命も暗転するのである。それは正月22日に、利休の最大の理解者でありまた庇護者でもあった秀長が病没することに端を発することになる。関白秀吉は、彼にとっての最後の国内政治マターであった、奥州の若き風雲児伊達政宗が、膝を屈し正月晦日に上洛の途についたとの報に接するや、生涯最大の大事業である朝鮮出兵の想を練るべく、閏正月11日尾張清洲へと鷹野下向する。

ところがその秀吉不在中の京都では、閏正月20日頃、突如として、大徳寺

三門楼上の利休の木像が問題として浮上するのである。そして、翌2月4日の伊達政宗の上洛臣従をもって、秀吉が名実ともに天下人となった直後の2月13日に、利休は堺へ追放・閉門となり、同26日京都に召還、28日には秀吉の命により切腹して果てるのである。

この利休の秀吉による賜死の真因については、古来多くの研究者が仮説をたてているが、未だにその定まるところを見ないのが現状である。そこで本稿では、新たな視点・角度から、その真相解明を試みるものであり、その具体的取り組みは、次のとおりである。

まず第一に、千利休切腹に関する切腹当時から江戸時代に至る関係史料の記述から、切腹の状況を分析・検討し、切腹状況における特異性を抽出することである。第二に、切腹の原因に関する同時期の史料の記録について、分析・検討を加えることである。そして第三に、切腹の原因に関する諸説について確認し、その批判的検討をすることである。

Ⅱ 史料の記述にみる千利休切腹の状況とその分析・検討およびその特異性抽出

第1節 千利休切腹の状況に関する史料の記述

千利休切腹の原因究明のためには、切腹の状況並びに切腹の原因に関して記述した、切腹当時から江戸時代に至る記録を、可能な限り多数収集分析する必要がある。そこで本章では、まず切腹状況に関するその間の関係史料をみることにする。

1. 切腹の状況に関する記述史料およびその成立時代と著述者による区分

切腹の状況に関して記述した、安土桃山時代当時から江戸時代に至る、史料には次のものがあるが、これらの史料の記述内容の分析には、その成立時代と著述者による区分が必要であり、そのため下記により区分して示すこととする。なお史料番号は編年順とした。

1) 安土桃山時代（切腹直前・直後）の記録

切腹当時つまり切腹の直前および直後の状況について、実際に見たりあるいは噂を耳にした、公家・僧・神官・武士の日記類や書状としては、次の史

千利休の切腹の状況および原因に関する一考察

料が挙げられる。

<史料Ⅱ-1>西洞院時慶卿日記『時慶記』第一巻，天正19年2月25日条¹⁾。

<史料Ⅱ-2>権大納言勸修寺晴豊日記「晴豊記」第七巻，天正19年2月26日条²⁾。

<史料Ⅱ-3>神祇大副吉田兼見日記『兼見卿記』巻十六，天正19年2月26日条³⁾。

<史料Ⅱ-4>奈良興福寺多聞院記録『多聞院日記』巻三十七，天正19年2月28日条⁴⁾。

<史料Ⅱ-5>「伊達家文書之二」第五八七号(天正19年2月29日付鈴木新兵衛書状)⁵⁾。

<史料Ⅱ-6>北野天満宮祠官松梅院奮藏日次記『北野社家日記』第四，天正19年2月29日条⁶⁾。

2) 江戸時代の記録

切腹から年月の経過した江戸時代では，著述者の記述には，自ずとその著述者の属する社会的立場が反映されたものとなるため，以後の分析・検討に資するべく，A～Dに分類区分する。

A. 千利休子孫および弟子筋の記録

<史料Ⅱ-10>千家第四世江岑宗左(表千家祖)口上筆録「千利休由緒書」承応2年(1653)⁷⁾。

<史料Ⅱ-12>山田宗徧著「茶道要録」付録，元禄4年(1691)⁸⁾。

B. 千家系統以外の茶人の記録

<史料Ⅱ-8>松屋源三郎久重編「利休居士伝書」慶安5年(1652)⁹⁾。

<史料Ⅱ-9>松屋源三郎久重編「三斎公伝書」慶安5年¹⁰⁾。

<史料Ⅱ-13>土門松屋元亮著「茶湯秘抄」巻五，元文3年(1738)¹¹⁾。

C. 武家筋の記録

<史料Ⅱ-7>吉田孫四郎雄翟編『武功夜話』巻十七，寛永15年(1638)¹²⁾。

<史料Ⅱ-11>国枝清軒編『武刃咄聞書』，延宝8年(1680)¹³⁾。

<史料Ⅱ-15>小野武次郎原編『綿考輯録』巻十，天明2年(1782)¹⁴⁾。

D. その他の記録

<史料Ⅱ-14>神沢杜口著「翁草」卷之三十の内「千利休成敗の事」の項、
明和9年(1772)¹⁵⁾。

<史料Ⅱ-16>成島司直改撰『改正三河後風土記』卷第二十九の内「千利休
罪科付格言の事」の項、天保4年(1833)¹⁶⁾。

2. 史料記述内容の分類・分解

ここでは切腹状況に関する史料の記述内容について、あらかじめ切腹状況
項目として分類を行ったうえで、各史料についてその項目毎に分解する。

1) 切腹状況項目分類

切腹状況の項目については以下のとおり分類する。

①利休の木像が一條戻橋に磔にされる(以下「木像の磔」と記す)。②大徳寺長老衆
が召し寄せられ訊問される。あるいは磔にとの儀あるも、大政所・大納言後
室の詫言にて助かる(以下「長老衆訊問」と記す)。③利休切腹との記述のみ(以下
「利休切腹」と記す)。④切腹後利休の首が一條戻橋に、本人の木像の足で踏ませた
かたちで獄門に懸けられる(以下「(木像で踏ませた)切腹後獄門」と記す)。⑤茶室の床に腰掛けて切
腹(以下「茶室床で切腹」と記す)。⑥腹を十文字に切り、あるいは腸を取り出し蛭
鉤に掛けるなど(以下「十文字腹」と記す)。⑦介錯を利休の合図後にするよう約束
(以下「介錯の合図」と記す)。⑧切腹のとき菅丞相に擬えた狂歌を残す(以下「菅丞相
狂歌」と記す)。⑨利休が召喚され京の利休屋敷に戻ると、そこは上杉勢三千の
軍兵で嚴重に警固されていた(以下「利休屋敷嚴重警固」と記す)。⑩茶室に花を生け、
平常の如く茶の準備をして、検使と一会した後の切腹、などの潔い切腹(以下
「潔い切腹」と記す)。

2) 史料毎の切腹状況項目分解

以下史料(Ⅱ・Ⅲ共通)原文にある返り点は省略し、また行間の送り仮名
およびルビも不必要と思われるものは省いた。

<史料Ⅱ-1>○彼木像ヲハッ付ニ被懸候、不思議ノ事也—①

<史料Ⅱ-2>○その木さう、しゆらくの橋の下、はた物二あげられ—①

<史料Ⅱ-3>○宗易木像、大徳寺ニ在之、今度、宗易御勘気也、依之、聚楽之橋ニ被曝置之—①

○彼惣寺長老、被召寄、御尋之条、在之、云々、氣遣迷惑之義也—②

千利休の切腹の状況および原因に関する一考察

<史料Ⅱ-4>○スキ者ノ宗^(易一福井)益^(後) 今晚腹切了ト一③ ○以外関白殿御腹立、則ハタ物ニト被仰出テ、色々トワヒコトニテ、壽像ヲ作テ、紫野ニ置テハタ物ニ取上了、(中略)オカシキ事也、誠悪行故也一①

<史料Ⅱ-5>○然処ニ右之宗易、其身之形を木像ニ作立、紫野大徳寺ニ被納候ヲ、^(秀吉)殿下様より被召上、聚楽之大門毛どり橋と申候所ニ、張付ニかけさせられ候、木像之八付、誠々前代未聞之由、於京中申事に候、見物之貴賤無際限候、右八付之脇ニ、色々ノ科共被遊、御札ヲ被相立候、おもしろき御文言、不可勝計候一①

<史料Ⅱ-6>○くひをきり、木さうともにしゆらく大橋にかけ置候也一④ ○大徳寺之長老衆も^(頭) 両三人はた物ニ御あげ候^(後) へと^(聚楽) 儀候つれ共、^(豊臣秀吉母、仲) 大政所様・^(羽柴秀長) 大納言殿^(後室) 殿ごうしつ、各上様へ御侘言により長老衆御たすけ分也一②

<史料Ⅱ-7>○しかるに急度大徳寺へ人数差し向け、右人形御三門より引き下し、洛中大路に御仕置き一① ○宗易殿は死を賜うなり一③

<史料Ⅱ-8>○床ニ腰を掛けてかゝるなつかへ候へバ、此置合にて無之とて、にじりより一⑤ ○腸わたを取り出し、自在(掛)のひるかぎに腸を掛けて、十文字ニ切てかゝりしやく有しとなり一⑥ ○卒爾にかいしやくする、^(十) 手上ゲたる時打と約束有しト也一⑦ ○利休めはとかく果報のものぞ(か)し^(に) あら人神と成とおもへバ、折節雷なり候へバ、此狂歌を易読候ト世ニ云一⑧ ○山門ノ影^(額)を京一条もどり橋ニ獄門ニかゝり候也一①

<史料Ⅱ-9>○四尺床ニ腰をかけるニ、脇にて勝手方へ臂つかへ候へバ、此置合にてハ無之とて、床真中へよりにて云一⑤ ○かいしやくの人々ニ案内申込御侍候へ、それもいわ(れ)ずバ手を上げ可申一⑦ ○脇指をつき立^{トク}れ共得と不行候へバ、又引抜前ノ所へ立なをし、引廻て腸袋を自在のひる^(ママ一福井) 鍵ニ掛し也。かゝるしやく有之、古今無之事也一⑥

<史料Ⅱ-10>○二月二十六日ニ召ニテ京へ罷上り、葎屋町の宅へ着候所、弟子中の諸大名より利休ヲうはい助んとの沙汰御座候ニ付、秀吉公より上杉景勝へ被仰付、侍大将三人、足軽大将三人、已上六組三千斗ニテ、利休屋敷ヲ取まき、両日番仕候一⑨ ○同月廿八日ニ尼子三郎左衛門、^{アイ}安威撰津守、^{マイ}蒔田淡路守^{ケンシ} 検史ニテ切腹仕候、(中略)其内蒔田淡路守ニ、利休切腹セハ介^{カイシヤク} 措可仕と被仰付、上杉景勝より番ニ来候、六頭之内、岩井備中守ハ謙信ノ指図ニテ、先年より利休茶道の弟子たる故ニ、切腹可有旨、内證を、利休ニ告ルニ付、茶の湯ノ支度して、検史ヲ待、腹ヲ可切脇指の柄ヲ、紙捻ニテ巻テ、検史の来ルヲ待、三使ヲ不審庵へ申入、一会して後切腹、蒔田淡路ハ無ニノ弟子なれハ、上意ニテ介^{ツカ} 措、利休妻女宗恩白小袖^{コヨリ} を持出テ死骸へかける一⑩ ○利休首は聚楽御城へ、^{マイ}蒔田尼子持参候へ共、^{モドリ} 実檢ニ不及、^{カケ} 一条戻橋ニ獄門ニ衆、大徳寺の山門の^{ウヘ} 上ニ置たる利休カ木像ヲ、^{オキ} 柱ヲ立テ結付、^{ユイツケ} 利休カ首ヲ鈕^{カンナ} がけニのせて木像ニ踏せて、^{フマ} 被曝、^{サラサセ} 毎日ノ見物群集ヲなす一④

<史料Ⅱ-11>○尼子三郎左衛門奥山佐渡守中村式部少輔檢使にて利休カ宿所に至る利休は少も不驢小座敷に茶の湯を仕かけ花を生茶を点し弟子の宗厳にも常の如く万事を申付扱茶湯終りて一⑩

○利休は床の上に上り—⑤ ○腹十文字に搔切七拾一歳にて終りぬ—⑥ ○宗厳利休の首を直綴に包腰掛へ持出し三人の上使に渡候秀吉公則石田治部少輔三成に被仰付大徳寺山門に上げ置たる木像を引出し利休か首をかんなかけにのせ木像を柱にくゝり付利休か首を木像に踏せ一条戻り橋に獄門に梟て被曝毎日見る者市の如し—④

<史料Ⅱ-12>○上杉景勝ニ 命シテ居士ガ屋宅ヲ令圮、其旨利休科有テ所害、彼常ニ諸大名ニ親ミ用ヒラル故ニ御氣遣不尠、堅ク四壁ヲ守リ可圮ト也、依之大勢ヲ以テ警固セラル—⑨ ○二十八日蒔田淡路守ヲシテ利休切腹スルノ檢使ト定ラル、乃介錯可有トノ 貴命ニ因テ淡州自居士カ首ヲ撃シム、初ヨリ居士カ門弟ニシテ志シ深シ、諺ニ云居士檢使ノ来ラン事ヲ思テ、兼テ点茶ノ設ヲナシ釜湯ノ^{カウフツ}流佛ニ感ジテ腹ヲ可切脇指ノ柄所ヲ^{コヨリ}紙捻ヲ以テ卷ナガラ檢使ノ到来ヲ待居タル所へ、蒔田氏来レリ、居士悦テ相互茶ヲ喫シ快談シテ暇ヲ請フト也、(中略)最後尤^{イサギヨ}潔シ、兼テ云含メスルヤ、居士カ妻女宗恩出テ其儘綾ノ白小袖ヲ以テ死骸ヲ覆ヘリ—⑩ ○淡州居士カ首ヲ携出ラレケレバ実檢ニハ不可及、則反橋ニ梟スベキ由也、是又カノ讒口ニヨルト云リ、此節居士カ置シ山門上ノ影像ヲモ^{サカシマハリツケ}倒ニ磔ニス、居士之礼服ヲ著シタル木像也ト云リ—④

<史料Ⅱ-13>○床ニ腰ヲ掛テ脇ニテ勝手ノ方ヘ臂ツカエ候ヘハ、此置合ニテハ無之トテ床真中ヘニシリ寄テ云—⑤ ○カイシヤクノ人々案内ヲ申迄ハ御待候ヘ、夫モイワレスハ手ヲ上可申トテ—⑦ ○脇指ヲツキ立レモ、トクリト不行候ヘハ又引抜、前ノ所ヘ立ナラシ、引廻テ腹の袋ヲ取出し、自在掛ノヒルカキニ腸ヲカケ、十文字ニ切ル、カイシヤク有之、古今無之事也—⑥ ○利休めハとかくわほうのものそかし あら人神ト成トおもへハ 折筋雷ナリ候ヘハ此狂哥を易読タマウト世ニ云ヘリ—⑧ ○參門の影ハ京都一條モトリ橋ニ獄門ニカ、リ候也—①

<史料Ⅱ-14>○天正十九年二月二十八日、利休御成敗に究め、為檢使尼子三郎左衛門、奥山佐渡守、中村式部少輔、利休が宅に向ひ、罪の箇条を申渡し賜死の命を伝ふ。利休敬して承之一間の小座敷に於て、弟子宗厳に万づ常の如く申付、自ら花を生け茶を調へ、扱茶終りて—⑩ ○利休は夫より床に上り、腹搔切て畢ぬ—⑤ ○又世に利休辞世とて申伝はし、利休めはとかく果報の者ぞかし、菅丞相に成と思へば。自分には全く讒口の為に死すと云へりと云々—⑧ ○宗厳利休首を直綴に包み、腰懸へ持出で、三人の上使に渡す。秀吉公石田治部少輔被命、大徳寺山門に置たる木像を引出し、利休が首を彼の木像に踏せ、一条戻り橋に梟首せらる、見物市をなす—④

<史料Ⅱ-15>○秀吉公猶も憤り深く、終に切腹可被仰付ニ定り候、依之忠興君より山本三四郎正俱を介錯人に被仰付、神戸喜右衛門次義を葬礼奉行に被遣候、二月廿八日切腹の期ニ臨ミ、懐より羽と様と筒に書付たる茶杓を取出し、茶杓は是にて候と忠興公江申て給り候へると神戸喜右衛門二渡し候、茶の湯の印可相伝の心にやと人々申候と也—⑩ ○我も床の上江あかり—⑤ ○脇差を腹に突込てから云残したる事を申せしか、腹を切て皺のよりたる腹に指を入れて引破りしと也神戸喜右衛門物語なり、三四郎致介錯、首を檢使に渡し候也—⑥ ○利休めハとかく果報なものそかし菅丞相になれると思へハ—⑧

<史料Ⅱ-16>○以の外気色損じ給ひ中村式部少輔を召て(中略)速に汝行むかひ腹切らせよと仰あ^{あふせ}

千利休の切腹の状況および原因に関する一考察

り式部少輔まかりむかひ仰の旨を伝へける此利休流石の者にていかでか仰にそむき申さんとて心
 しづか 閑に平常の如く茶をたて、人々にすゝめ—⑩ ○利休めが果報のほどぞうれしけれ 菅丞相とな
 ると思へば 其後 娘のおかめといへるにも紀念の一筆を書残し今は思ひ置く事なして忽に切腹
 す—⑧ ○利休が首ハ一條 戻 橋の下に梟首し山門の木像をバ橋に掛置き其首をふむ形にして暴
 されしかバ都鄙の諸人 見る者市の如くなりしとぞ—④

第2節 千利休切腹の状況に関する史料の記述内容の分析・検討およびその特異性抽出

1. 史料記述内容の分析表

1) 原典史料成立時代および著述者区分毎の史料別切腹状況項目

時代・区分	史料	切腹状況項目
安土桃山時代	Ⅱ-1	①
	Ⅱ-2	①
	Ⅱ-3	①・②
	Ⅱ-4	①・③
	Ⅱ-5	①
	Ⅱ-6	②・④
江戸時代 A	Ⅱ-10	④・⑨・⑩
	Ⅱ-12	④・⑨・⑩
江戸時代 B	Ⅱ-8	①・⑤・⑥・⑦・⑧
	Ⅱ-9	⑤・⑥・⑦
	Ⅱ-13	①・⑤・⑥・⑦・⑧
江戸時代 C	Ⅱ-7	①・③
	Ⅱ-11	④・⑤・⑥・⑩
	Ⅱ-15	⑤・⑥・⑧・⑩
江戸時代 D	Ⅱ-14	④・⑤・⑧・⑩
	Ⅱ-16	④・⑧・⑩

2) 原典史料成立時代および著述者区分毎の切腹状況項目別史料

時代・区分	切腹状況項目	史料
安土桃山時代	① 木像の礎	Ⅱ-1・2・3・4・5
	② 長老衆訊問	Ⅱ-3・6
	③ 利休切腹	Ⅱ-4
	④ 切腹後獄門	Ⅱ-6
江戸時代 A	④ 切腹後獄門	Ⅱ-10・12
	⑨ 利休屋敷嚴重警固	Ⅱ-10・12
	⑩ 深い切腹	Ⅱ-10・12
江戸時代 B	① 木像の礎	Ⅱ-8・13
	⑤ 茶室床で切腹	Ⅱ-8・9・13
	⑥ 十文字腹	Ⅱ-8・9・13
	⑦ 介錯合図	Ⅱ-8・9・13
	⑧ 菅丞相狂歌	Ⅱ-8・13
江戸時代 C	① 木像の礎	Ⅱ-7
	③ 利休切腹	Ⅱ-7
	④ 切腹後獄門	Ⅱ-11
	⑤ 茶室床で切腹	Ⅱ-11・15
	⑥ 十文字腹	Ⅱ-11・15
	⑧ 菅丞相狂歌	Ⅱ-15
	⑩ 深い切腹	Ⅱ-11・15
江戸時代 D	④ 切腹後獄門	Ⅱ-14・16
	⑤ 茶室床で切腹	Ⅱ-14
	⑧ 菅丞相狂歌	Ⅱ-14・16
	⑩ 深い切腹	Ⅱ-14・16

千利休の切腹の状況および原因に関する一考察

3) 切腹状況項目毎の原典史料成立時代および著述者区分別史料

切腹状況項目	時代・区分	史料
① 木像の磔	安土桃山時代	Ⅱ-1・2・3・4・5
	江戸時代 B	Ⅱ-8・13
	江戸時代 C	Ⅱ-7
② 長老衆訊問	安土桃山時代	Ⅱ-3・6
③ 利休切腹	安土桃山時代	Ⅱ-4
	江戸時代 C	Ⅱ-7
④ 切腹後獄門	安土桃山時代	Ⅱ-6
	江戸時代 A	Ⅱ-10・12
	江戸時代 C	Ⅱ-11
	江戸時代 D	Ⅱ-14・16
⑤ 茶室床で切腹	江戸時代 B	Ⅱ-8・9・13
	江戸時代 C	Ⅱ-11・15
	江戸時代 D	Ⅱ-14
⑥ 十文字腹	江戸時代 B	Ⅱ-8・9・13
	江戸時代 C	Ⅱ-11・15
⑦ 介錯合図	江戸時代 B	Ⅱ-8・9・13
⑧ 菅丞相狂歌	江戸時代 B	Ⅱ-8・13
	江戸時代 C	Ⅱ-15
	江戸時代 D	Ⅱ-14・16
⑨ 利休屋敷嚴重警固	江戸時代 A	Ⅱ-10・12
⑩ 潔い切腹	江戸時代 A	Ⅱ-10・12
	江戸時代 C	Ⅱ-11・15
	江戸時代 D	Ⅱ-14・16

2. 史料記述内容の分析・検討

1) 原典史料成立時代および著述者区分別の特徴

まず安土桃山時代の記録は、切腹の直前つまり木像が磔にされた時点の見聞および切腹直後の見聞による日記や書状であるため、記録者が見聞した時点で感じたかあるいは思ったことが、そのまま記されていて興味深いものがある。しかしここで注意を要するのは、記録者が目にしたことは事実であっても、その事実が意味するものが何か、あるいはその事実の裏の真実が何かについては、知り得ない状況において感じたことを記しているという点である。そしてそのことは記録者が噂として耳にしたことにおいては、一層注意を要するであろう。なぜなら何時の時代でも、意図的に噂を流すことで、民衆心理を支配者側に都合よく操作しようとするからである。

こうした前提で、安土桃山時代の記録で最も印象付けられるのは、木像の磔に関して、「不思議ノ事也」〈史料Ⅱ-1〉、「氣遣迷惑之義也」〈史料Ⅱ-3〉、「誠々前代未聞之由、於京中申事に候」〈史料Ⅱ-5〉の記述である。とくに〈史料Ⅱ-5〉の記述は、この事象についての京の町の人々の反応を、端的に表わしている。また切腹直後の記録としては、「オカシキ事也、誠悪行故也」〈史料Ⅱ-4〉とあるのが注意を引かれる。これは木像の磔の傍らに立てられた高札の罪状や、切腹後その木像の足で踏みつけた獄門などの出来事が、噂として奈良まで伝わったためであろうか。

次に江戸時代Aの記録としては、「千利休由緒書」が千家四世の口述筆録であるだけに、利休屋敷嚴重警固・潔い切腹・切腹後獄門のそれぞれについて、非常に具体的にしかも詳細に記述しているのが目立つ。特に利休屋敷嚴重警固については、〈史料Ⅱ-10〉(利休子孫)と〈史料Ⅱ-12〉(利休弟子筋)の記述のみであるため、史実か否か疑う必要もあろうかとも考えられようが、これが創作だと仮定した場合、子孫や弟子筋にとって、そうすることのメリットが全く考えられない点や、警固の六組の頭の大將名まで具体的に記されていて、もしそれがフィクションだったとした場合、後年それが否定されるはずであるにもかかわらず、それがなされていない点からみて、やはり史実と看做す必

千利休の切腹の状況および原因に関する一考察

要があることを、ここで注記しておきたい。むしろ<史料Ⅱ-10>の、

弟子中の諸大名より利休ヲうはい助んとの沙汰御座候ニ付、秀吉公より上杉景勝へ被仰付……
是ハ多年大名数輩ヲ弟子ニ取、^{スハイ}諸大名の懇志、^{コンシ}誠ニ不淺故ニ、利休へ加勢などあるか、又ハ
^{ヒソカ}密ニ立除せる品も^{シナ}可有かと御氣遣^{ツカイ}也

という記述にみるとおり、こうした噂が意図的に流されたと考えられるのではないか。当時多くの大名が利休の茶の弟子と称されていたところから、ごく自然にその噂が信じられ、あまりにも当然のこととして受け入れられたために、特筆する必要もないこととして、他の史料には記述されなかったという解釈はできないだろうか。

また、切腹後の自身の木像の足で踏みつけた獄門は、他の著述者区分の箇所にも記述されているところから、やはりこの事象は相当奇異なことであったといえるであろう。さらに潔い切腹の記述は、子孫としてあるいは弟子筋として当然の心理であるが、他の著述者区分にも見て取れるところが興味深い。

では、江戸時代Bについてみると、茶室の床で切腹・十文字腹による切腹・介錯合図・菅丞相狂歌といった項目があることに注目する必要がある。そのうちまず茶室の床で切腹というのは、何を意味しているのであろうか。茶室は茶人にとって最も神聖な場所のように思われ、その場所での切腹がどうしても奇異に感じられるし、ましてや床に腰かけての切腹というのは、奇異というよりむしろ記述者のメッセージが、その所作に象徴的に表されていると考えるべきではないかと思うのである。狭い四畳半の茶室<史料Ⅱ-8・9・13>で天井も低く、さらに床は四尺床<史料Ⅱ-9>である。この四尺床に腰かけて十文字に腹を切り、腸を取り出してそれを蛭鉤に掛けた後で、合図をして介錯してもらうなどといった所作が、実際に可能かどうか、本当にそんな狭いところで介錯ができるのか、疑わしいと思えるからである。また介錯を利休の合図後にするというのは、合図するまでの一連の切腹の所作そのものが利休の強いメッセージを意味していると考えられるべきであろう。そこで、こうした利休自身による切腹の仕方についての一連の記述は、その次に記述されて

いる、菅丞相に擬した狂歌を残したという記述とどのような関連があるのか、考える必要があるように思われる。そしてこの狂歌に関する記述は、安土桃山時代は別として、江戸時代のすべての区分においてみられるのである（但しAでは堺追放時に書き残す）。

そして江戸時代Cで特徴的なことは、切腹状況項目の殆どすべての項目が記述されていることである。そしてまた茶室での切腹・十文字腹・菅丞相に擬えた狂歌でありながら、潔い切腹であったとしていることである。このような一見矛盾した記述には非常に興味深いものがある。とりわけ<史料Ⅱ-11>の『武辺咄聞書』は、上杉家譜代の士であった松本木工之助の孫が、それまで伝え聞かされていた上杉家の事跡について、編纂記録したものであるだけに、一層興味をそそられる。つまりその上杉とは、当時秀吉に最も信頼され、譜代大名並に秀吉の片腕として、秀吉の進める関東・奥羽仕置の重要な一翼を担い、また、利休切腹直前に利休屋敷の嚴重警固までしていた、その上杉景勝だからである。その上杉家譜代の士の子孫が、潔い切腹状況を記す一方で、決して潔いとは思われない十文字腹であったという記録を残しているのである。

ところで、この<史料Ⅱ-11>の記述で最も注目すべきことは、切腹後の利休の首を石田三成に命じて、利休自身の木像に踏ませて、一條戻橋に獄門に梟させた旨が記されていることである。ここで重要なことは、天下人秀吉が、ここまで細かい子供じみた、演出過剰とさえ言えるような、獄門まで指示してやらせたとはとても考えられないことである。つまりそれは石田三成が具体的に直接指示してやらせたと考えられるからである。その根拠は<史料Ⅱ-10・12>に見るごとく、秀吉は利休の首実検をするのはさすが心が咎めたのか、「よきに計らえ」とばかりに、その首の処置を三成に任せているかのごとく記されているからである。さらに、<史料Ⅱ-12>には、次の注目すべき記述がある（下線は筆者）。

淡州居士カ首ヲ携出ラレケレバ実検ニハ不可及、則反橋ニ梟スベキ由也、是又カノ讒口ニヨルト云リ、此節居士カ置シ山門上ノ影像ヲモ倒ニ磔ニス、居士之礼服ヲ著シタル木像也ト云リ

千利休の切腹の状況および原因に関する一考察

この下線部の意味するところは、切腹後の獄門についても、讒言によるものであることを示しているものであり、<史料Ⅱ-11>の記述ともあわせ考えると、それは石田三成ということになりそうである。これらの点については先行研究者の誰一人として注目していないので、石田三成首謀説の最も有力な根拠の一つとして、ここで指摘しておきたい。

そして最後の江戸時代Dでは、<史料Ⅱ-14>で三人の検使が利休に切腹の命を伝えるという、次の記述に注目したい（下線は筆者）。

天正十九年二月二十八日、利休御成敗に究め、為検使尼子三郎左衛門、奥山佐渡守、中村式部少輔、利休が宅に向ひ、罪の箇条を申渡し賜死の命を伝ふ

また<史料Ⅱ-16>にも同様に次の記述がある（下線は筆者）。

速に汝行むかひ腹切らせよと仰あり式部少輔まかりむかひ仰の旨を伝へける此利休流石の者に^{あふせ}
いかでか仰にそむき申さんとて心^{しづか} 閑に平常の如く茶をたて、……

これらは一見あたりまえの、至極一般的な切腹に至る状況を示す記述であるが、それがかえってこの事件では注目すべき記述だと指摘しなければならないからである。それは、事件当時の<史料Ⅱ-5>によると、伊達家臣鈴木新兵衛が国元への書状で、利休の切腹前に彼の木像をわざわざ磔にしたうえで、傍らに高札を立て、利休の罪状を逐一列挙している状況が記されているが、その状況が前記の一般的な状況との対比において、あまりにも不自然だからである。つまり、「木像之八付、誠々前代未聞之由、於京中申事に候、」というの、字面だけを読む限りにおいては、「木像の磔」という事象そのものが正に「前代未聞」ということには違いないが、木像の磔までして罪状を事前に、しかも視覚効果満点の小細工まで弄して公示する行為自体も含めて、「前代未聞」であると京中で噂になっていたのではないかと、とも思われる節があるからである。事件当時、木像の磔を直接目にし噂を耳にして記録した、前記「不思議ノ事也」<史料Ⅱ-1>や「氣遣迷惑之義也」<史料Ⅱ-3>などの記述には、利休の悪行ぶりを見せつけられながらも、何か「不審な」「困惑した」気持ちが読み取れるのである。つまり、江戸時代Dの記録では、年月も経過し事件当時の事情もよくわからない一般の人たちにとっては当然、上記下線部

のような状況であったに違いないとの先入観によって、このような状況記述をしたのではないか、と思われるからである。

2) 切腹状況項目別の特徴

①木像の磔……利休が私財を投じて大徳寺三門を大改築したことについて、その功績を顕彰し後世に伝えるために、三門楼上に利休の木像を安置したことが不遜・僭上の振舞だとして、切腹3日前にその木像を一條戻橋において磔にしたものである。この処置が如何に奇異で特徴的な事象であったかということは、事件当時の記録である6史料のうち、5史料に記録されているところからわかる。

②長老衆訊問……木像安置は利休の功績を顕彰するのが目的であるから、当然大徳寺長老衆の意向ということになり、それを処罰するのであるから、当事者の長老衆が訊問されたというものである。

③利休切腹……この項目は単に利休が切腹したという記述であり、特徴的なものではない。

④切腹後獄門……この項目には、二つの非常に特徴的な事象が含まれている。つまり一つは、切腹でありながら獄門にしたということであり、もう一つはそのやり方が、問題ありとされた利休のその木像の足で踏みつけた形で、獄門にしたという事実である。

⑤茶室床で切腹……江戸時代Aを除いたすべての区分で、茶人にとって神聖な場所であるはずの茶室の床に腰掛けて切腹した、という記述に何か不自然さを感じさせられる。

⑥十文字腹……十文字腹による切腹は、無念腹として近世においては忌み嫌われていたところから、こうした所作には、別の意図があったと考えるべきであろう。江戸時代B・Cにこの記述がみられることは、前記の項目⑤の記述とも相通ずる、注目すべきことである。

⑦介錯合図……⑤および⑥とセットで記されていて、⑤の場所で⑥の所作を終え、合図してから介錯して欲しい、と利休が依頼し、介錯人がそれを約束していたというものである。

⑧菅丞相狂歌……藤原時平の讒言により太宰権帥に左遷され、無念のうちに配所において没した菅原道真に、自らを擬した利休がそれを狂歌で書き残したものである。この記述は、前記のとおり、江戸時代全区分の記述においてみられるという意味でも特徴的である。

⑨利休屋敷嚴重警固……江戸時代Aのみにみられるものであるが、この事象そのものは極めて特徴的である。つまり、逃亡の意思など全くなく、また逃亡幫助などなしえない状況にありながらの、上杉勢三千名の軍兵による嚴重警固だからである。

⑩潔い切腹……千利休子孫・弟子筋がこの項目を記しているのは、茶聖である千家の祖を崇める意味で、よく理解できるところである。しかし、項目⑤や⑥の潔い切腹とはあい矛盾するかに思える記述が同時に、江戸時代Cでみられる点が特徴的である。

3. 千利休切腹の状況における特異性

本節でこれまで、切腹状況に関する関係史料の記述内容について、分析・検討を加えてきた結果、多くの特徴的な記述があることが判明した。そこには、千利休が単に後述する公示罪状で示された理由によって切腹を賜った、という場合に想定される切腹状況とは、明らかに異質な特徴がみられる。つまりその切腹の状況には、特異性といえる事象が多々みられるということである。しかしながら、こうした点について本格的解明に取り組んだ先行研究には、管見による限り接していない。筆者にはこれら特異事象の解明が、千利休切腹の真相究明の核心であると考えられるので、別稿で論証するつもりであるが、紙幅の関係もあり、ここではとりあえずその特異性項目を抽出・列挙するにとどめる。

ただし、下記項目のうちAについては、史料に直接このような記述がみられるわけではないものの、他の特異性項目において、この木像安置が密接に関連しているため取り上げたものであり、Hについては、前記切腹状況項目としては挙げていないが、利休の木像の磔や獄門が何故一條戻橋であったのか究明する必要がある取り上げたものである。

- A. 大徳寺三門楼上利休木像安置と問題発生の時期的ずれ
- B. 切腹直前の利休木像の磔と切腹罪状の事前公示
- C. 切腹直前の利休屋敷の嚴重警固
- D. 茶室の床に腰を掛け腹を十文字に切って腸を取り出し、それを蛭鉤に掛け終わった後、利休の合図により介錯
- E. 菅丞相に擬えた狂歌を残しての切腹
- F. 切腹でありながらの獄門
- G. 本人の木像の足で踏みつけた獄門
- H. 一條戻橋での木像磔と獄門

Ⅲ 史料の記述にみる千利休切腹の原因とその分析・検討

第1節 千利休切腹の原因に関する史料の記述

前章では、切腹状況に関する関係史料の記述内容について分析・検討したが、本章で切腹原因に関する関係史料の記述内容を分析・検討することで、総合的な考証が可能となる。そこで本節では、切腹当時から江戸時代に至る間の史料についてみることにする。

1. 切腹の原因に関する記述史料およびその成立時代と著述者による区分

切腹原因に関する記述史料には次のものがある。ここでも前章同様に、成立時代および著述者により区分するが、史料番号は編年順とする。

1) 安土桃山時代の記録

A. 切腹直前・直後の記録

切腹状況に関する記録と同様の、切腹直前および直後の、切腹の原因に関する記述としては、次の史料が挙げられる。

前掲<史料Ⅱ-2・3・4・5・6>

B. 切腹後2年経過時の記録

切腹後2年経過時の記録は次の一点のみである。

<史料Ⅲ-1>南宗寺集雲庵首座南坊宗啓著「南方録」第七卷・滅後、文禄2年(1593)¹⁷⁾。

2) 江戸時代の記録

切腹の原因に関する記述についても、前記切腹の状況に関する記述史料の区分と同一基準により、分類区分する。

A. 千利休子孫および弟子筋の記録

〈史料Ⅲ-7A〉前掲〈史料Ⅱ-10〉の千家第四世江岑宗左（表千家祖）口上筆録「千利休由緒書」¹⁸⁾。

〈史料Ⅲ-9〉前掲〈史料Ⅱ-12〉の山田宗徧著「茶道要録」付録¹⁹⁾。

B. 千家系統以外の茶人の記録

〈史料Ⅲ-4〉松屋源三郎久重編か「松屋名物集」慶安5年（1652）以前²⁰⁾。

〈史料Ⅲ-5〉前掲〈史料Ⅱ-8〉の松屋源三郎久重編「利休居士伝書」²¹⁾。

〈史料Ⅲ-6〉前掲〈史料Ⅱ-9〉の松屋源三郎久重編「三斎公伝書」²²⁾。

〈史料Ⅲ-10〉前掲〈史料Ⅱ-13〉の土門松屋元亮著「茶湯秘抄」巻五²³⁾。

C. 武家筋の記録

〈史料Ⅲ-2〉前掲〈史料Ⅱ-7〉の吉田孫四郎雄翟編『武功夜話』巻十七²⁴⁾。

〈史料Ⅲ-3〉吉田孫四郎雄翟口述千代女書留「先祖等武功夜話拾遺」巻七、寛永15年（1638）²⁵⁾。

〈史料Ⅲ-7B〉豊臣秀頼小姓古田九郎八（古田織部嫡子）直談，十市縫殿助物語「千利休由緒書」承応2年（1653）²⁶⁾。

〈史料Ⅲ-8〉前掲〈史料Ⅱ-11〉の国枝清軒編『武辺咄聞書』²⁷⁾。

〈史料Ⅲ-14〉前掲〈史料Ⅱ-15〉の小野武次郎原編『綿考輯録』巻十²⁸⁾。

〈史料Ⅲ-15〉近松茂矩輯『茶窓問話』中巻，享和4年（1804）頃²⁹⁾。

D. その他の記録

〈史料Ⅲ-11〉平直方述「夏山雑談」巻之五，寛保元年（1741）³⁰⁾。

〈史料Ⅲ-12〉山口幸充抄写「嘉良喜随筆」巻之三，寛延3年（1750）³¹⁾。

〈史料Ⅲ-13〉前掲〈史料Ⅱ-14〉の神沢杜口著「翁草」巻之三十の内「千利休成敗の事」の項³²⁾。

〈史料Ⅲ-16〉橘春暉（南谿）著「北窓瑣談」後編巻之三，文政12年（1829）³³⁾。

〈史料Ⅲ-17〉前掲〈史料Ⅱ-16〉の成島司直改撰『改正三河後風土記』巻第二

十九の内「千利休罪科付格言の事」の項³⁴⁾。

<史料Ⅲ-18>吉田丈太夫編「仙台金石志」下巻，巻之二十二，安政4年(1857)完編³⁵⁾。

2. 史料記述内容の分類・分解

1) 切腹原因項目分類

切腹原因の項目については以下のとおり分類する。

①大徳寺三門楼上木像安置(以下「木像安置」と記す)。
 ②茶道具鑑定・売買不正(以下「売買不正」と記す)。
 ③秀吉による利休娘側室要求への拒否(以下「利休娘側室拒否」と記す)。
 ④大徳寺三門改築寄進(以下「大徳寺三門改築」と記す)。
 ⑤鶴松君誕生以来利休は蔑如に扱われ何かと疑われていた(以下「利休蔑如扱」と記す)。
 ⑥秀吉による利休所持名物茶器所望に対する拒否(以下「名物茶器所望拒否」と記す)。
 ⑦秀吉・利休の茶湯理念対立(以下「茶湯理念対立」と記す)。
 ⑧二条院の御墓の石塔の盗用(以下「二条院石塔盗用」と記す)。

ただし，上記切腹原因項目が，讒訴・讒言による項目と記されているものはその項目番号にa印をつけることとする。

2) 史料毎の切腹原因項目分解

<史料Ⅱ-2>○大徳寺三門ニ利休木さうつくり，せきたといふこんこうはかせ，つへつかせつくり置候事曲事也—① ○茶の湯道具新物共，くわんたいにとりかわし，申したるとの事也—②

<史料Ⅱ-3>○宗易木像，大徳寺ニ在之，今度，宗易御勘気也—①

<史料Ⅱ-4>○近年新儀ノ道具共用意シテ，高直ニウル，マイスノ頂上也トテ歟，以外関白殿御腹立—② ○壽像ヲ作テ，紫野ニ置テハタ物ニ取上—①

<史料Ⅱ-5>○右之宗易，其身之形を木像ニ作立，紫野大徳寺ニ被納候ヲ，^(秀吉)殿下様より被召上，聚楽之大門毛どり橋と申候所ニ，張付ニかけさせられ候—①

<史料Ⅱ-6>○色々まいす仕候故御清はい有之也—② ○大徳寺三門之^(興隆)こうりう仕，末代迄名を^(實僧)残と存木さう^(像)を我すかた^(姿)ニ作，^(石駄)せきたをはき，^(杖)つゑをつき^(申カ)□有之，いわれ関白様へ申上候へハ，猶いよいよさいふかく成申候—①

<史料Ⅲ-1>○^(天正十九年)正月十八日息女自殺セラレ，ソレヨリ愁傷ノ内ニ，世上ヒソメキテ，ツキニ二月廿八日ノ難アリシユヘ—③

<史料Ⅲ-2>○大徳寺三門を御寄進に付き，宗易殿万々ぬかりなく，殿下にもその由を願ひ出で御済了の如くに承り候ところ，家来の注進によるに殿下不快の由—④a ○^(秀長)殿の昵懇の御茶道

千利休の切腹の状況および原因に関する一考察

- 師宗易殿、この頃は何敵と蔑如に扱われ、関白殿下御疑いの筋もこれある哉と洩れ承り候—⑤
- 関白殿下一端に御逆鱗の由承り候、子細は御三門に師匠の形奉納不都合の料ある由—①
- <史料Ⅲ-3>○利休様御所持の御名物を太閤様御所望を聞かれ聞敷く候為御勘当とかや—⑥ a
- 利休様御茶道の御異見御意に叶わざる揚句の沙汰とかや—⑦ a ○洛北紫野の大徳寺に御奉納の御座像御茶道を後代に伝えんと欲せられ候居士の御意趣を御近衆讒言候—① a ○此の利休の茶道増長に耽りて作法を曲げ天を恐れず上を顧みず^{ほしいまま}恣に相働く等々佞人輩の讒言を聞き入れ給い— a
- <史料Ⅲ-4>○千乗二利休翁智也、此内義ヨリ事起り、利休及生害也—③
- <史料Ⅲ-5>○大徳寺山門ハ連歌の宗長建るなり。是ニ利休ノ像を上て二階ニ利休額を作居ル。曲泉ニ乗り頭巾ニ杖をつき、せきだをはき、雪を見る躰か。太閤秀吉公御違乱無限—①
- <史料Ⅲ-6>○秀吉公祐桂ニ、此中ハ何事カ珍敷事有之と被仰候へバ、利休娘之事を申上る。左候へバ利休之内^(御内儀)へ為御使祐桂両度被遣候へバ、^(共)易へ不申候てはいかゞと内心不申候を、易聞て中々不及覚悟ト申上ル。愈祐桂腹立候也。其折節又^{〔前田玄以〕}徳善院 散々ニ取成候て切腹也—③ a ○玄以法印之意趣ハ、胴高を取出シ、肩衝と云て利休ニ見スるを、一円ニ物不言、其意趣にてなり—② a
- <史料Ⅲ-7 A>○利休天下ニ秀、出頭無双ヲ靖^{ソネミ}、時々讒言仕候輩有之候ニ付、秀吉公御機嫌損申候、龍宝山の山門ハ、主上も行幸被遊、院も御幸、撰家清花ノ尊貴皆被通候、其門の上ニ、己か木像ニ、草履ヲはかせ置候段、不礼不義、不可^{アゲテカゾヘ}勝斗との御^{トガメ}咎ニテ—① a ○其後讒言にて利休^{エンシ}冤死之段無罪ニテ死ル事、秀吉公御聞届被成、御後悔不浅— a
- <史料Ⅲ-7 B>○秀吉公ハ徳善院御使候て、父ノ利休かたへ此旨被仰下候、利休存候ハ、娘を御奉公ニ出し候てハ、何事も利休ハ、娘の影候て、仕合よしと、人に被思候テハ、只今までの佳名^{カメイ}皆水に成候、中々存も不寄ト志ヲ極^{キワメ}、御うけ不申上、両三度まで被仰遣候へ共、利休曾而御うけ不申候ニ付、甚以テ御にくみふかく罷成候—③ ○然共此儀候て御とがめハ天下の人口を御遠慮ニテ御指置被成、利休かあやまりあれかし、其次^{ツイデ}而ニ御誅伐可有と思召候所ニ、大徳寺の山門の事御耳ニ達し、遂^{ツイ}ニ利休を御誅伐被成候よし—①
- <史料Ⅲ-8>○秀吉公富田左近を以父利休に被仰出賜屋か後家を聚楽へ御宮仕させ候へと頼りに被仰遣けれ共利休は少も不肯娘を商売物にして我身を立ん事恥辱難遁と終に御請申上されければ秀吉公義理の筋目は御破難被成けれ共無わり御心入の叶はぬ事を残念に思召事人情なれば御心底には深く挿結て—③ a ○一兩年過て利休運の尽にや大徳寺古溪和尚と相議して山門を再興し棟札を打其上に利休木像を造り山門に安置せり(中略)其事世に無隠秀吉公御耳に達し内々悪しと思召折節なれば讒言も指つとひ—① a ○利休近年茶具の目利にも親疎の人々により私有由をぞ申上る父子の間さへ遠さくる讒言也—② a ○いかに況君臣の間をや讒言度重りしかは天正十九年二月廿八日利休御成敗に極り— a
- <史料Ⅲ-9>○公宗易ヲ惡ミ玉フ、其元^{サンネイ}讒佞ノ訴へ何某^シト云フ者ノ所^{ソイ}為ナリ— a ○大徳寺ノ

聚光院古溪宗陳ト相議シテ山門金毛閣ヲ建テ己カ木像ヲ彫、以テ閣上ニ安シ、參詣ノ諸士ニ戴カシム、是一ツ—①a ○私僻ノ心ヲ含ミ素ヨリ茶具ノ善悪新古ヲ能知テ己ト親者ニハ善ヲ悪ト稱シテ価ヲ卑ク買シメ、己ト疎者ニハ悪ヲ善ト稱シテ価ヲ貴ク買シム、又ハ新ヲ以テ旧トシ、旧ヲ以テ新トシ、否ヲ以テ可トシ、假ヲ以テ真トスルモ亦己ト親疎ニ因テ其售^{アタヒ}高下ニ私ヲナシ、多ク人ヲ騙^{タブラカ}ス、是^レ一ツ—②a ○伝云、是皆識口ノ吹拳ニ因テ如此^{シノ}、利休聊カ私僻ノ黒キ心ナシ、逐一是ヲ陳謝スルニ不及、世皆知^ル所明カ也、其邪曲無カ故ニ今ニ至テ其所持ノ茶具筆跡ノ価ヒアル事、又賞玩タルノ義^ミ上御一人ヲ始奉テ下一己ノ庶人等マデ珍器重宝トセズト云事ナシ、是以テ知^ルベシ、公モ頗ル御後悔有シト也、(後略)—a

<史料Ⅲ-10>○大徳寺參門ハ連哥師宗長立る也、是ニ利休閣ヲ上テ二階ニ利休影ヲ作り居ル、曲泉ニノリ頭巾ニ杖ヲツキセキタヲハキ雪ヲ見る体カ、太閤秀吉公御違亂無限—① ○太閤様祐桂ニ此中ハ何事カ珍敷事ハ有之ト被仰候へ者、利休之娘の事ヲ申上ル、左候へハ利休ノ内儀へ御使トシテ祐^(ママ-福井)慶^(ママ-福井)兩度被遣候へ共、易へ不申候テハイカニト同心不申ヲ、易中々不及覺悟ト申上ル、祐^(ママ-福井)慶^(ママ-福井)弥々腹立候也、其折節又徳善院散々ニ取成候而切腹也—③a ○玄^(以-福井)仁^(以-福井)法印ノ意執ハトウ高ヲ取出シ、肩衝ト云テ利休ニ見するを一円ニ物イワス、其意恨ニテ也—②a

<史料Ⅲ-11>○二条院の御墓舟岡の麓にあり。御墓に五重の石塔ありしが、千与四郎入道利休此御石塔の九輪を取、己塔とし、及手水鉢にせしとかや。かゝる大悪のつりて次第に奢り、後には私曲をせしを、豊臣太閤大に怒り給ひ—⑧

<史料Ⅲ-12>○今ノ船岡山ニ、古ヘ船岡山ノ墓シルシト云テ石塔アリ。夫ヲ利休トリテ、一ノ上ヲ自身ノ石塔ニシテ、今大徳寺ノ内聚光院ニアリ—⑧ ○彼利休ガ僧上言語道断。山門ノ像以下多シ—①

<史料Ⅲ-13>○千利休を秀吉公成敗し玉ふ濫觴は、渠が娘の事より起ると云ふ—③a ○此の事を秀吉公内々怒玉ふ処に、利休が運の宛にや、大徳寺の古溪和尚を相議し、山門を再興し、棟札を打つ、且つ利休が木像を造て、山門に安置す、(中略)是を秀吉公聞召、兼て悪み玉ふ折柄なれば宣ひけるは、山門はいかなる貴人高位も通行有所なるに、是を己が足下に懸る事、言語道断の無礼なりと仰けるを—①a ○其の上近頃は茶具の目利に親疎有て、私欲甚敷由申に仍り、一道の宗匠たる者、左様の私有は寔に国賊なりと以ての外怒給ひ—②a ○折を得て利休に宿意有輩傍に在て讒しけるは、総じて利休事近來世に被用に誇り奢超過し—a

<史料Ⅲ-14>○先利休老人の女子有、当世の美人と評せしを、堺の町人に嫁せし也、秀吉公此娘か事を聞給ひ、召出さるへき御内意有、東条紀伊守行長是非此女子を取返し、太閤へ上よと申けるに、利休承引せず、(中略)必竟是か御耳に立て切腹被仰付候—③a ○茶器の新旧たと決し候に、稀に私も有之たるにや—②a ○大徳寺山門の閣を利休建立して、我木像を山門の上に作り置候も、罪の一ツ也—①a ○此度罪に行ハれ候、其科数箇条之由候へ共、多くハ例の讒言と聞へ申候—a

<史料Ⅲ-15>○利休もむすめがミさほを立るこころごしを破らせがたく、其上娘を妾に出して、

千利休の切腹の状況および原因に関する一考察

身を立ん事をくちをしく思ひて、遂に御請申上ざりければ、公も義理のすぢハ破られずわりなき御ことの思ひより、内々ハふかくいきどほりあらせ給ひしに—③ a ○折節大徳寺の山門を再興し、棟札を打、我木像をあげし事など、世にかくれなく、御耳に達し、さんざん不届なるものとおぼしめす—① a ○佞臣ども便りよしと見すまし、近年道具の目利に私曲ありといひ、或ハ賄賂^{マヒナヒ}を受て御とりなしを申せしなどと、種々あられぬ讒言かさなりしが—② a

<史料Ⅲ-16>○利休の娘の万代屋が方に嫁したるを、太閤、其容色を聞及び玉ひ、召入れらるべかりしを、利休不承知にて、一旦嫁し遣せし女、いかに君命なればとて出しがたし—③

<史料Ⅲ-17>○関白利休が賄賂を貪り器物の新旧を偽り真贋をあざむきしばしば衆人を迷はしむる事を聞召凡一道の宗匠と成りて衆人の師範とならん者私欲を専らにして姦^{かん}曲^{きよく}をふるまふ事尤国賊といふべし—② ○其上利休此日頃驕逸^{きょうまん} 矜^{せい} 慢^{まん}のあまり紫野大徳寺古溪和尚宗^(陳一振非) 陣^{じん}に計り其身の木像を彫刻させ是を山門の上に安置せしむること不礼とやいはん矜^{せい} 伐^{ぼつ}とやいはん以外の曲事も是をもゆるかせに捨置時は天下の政事立べからずと以の外気色損じ給ひ—① ○一説に利休が女は鴟屋といふが妻なり夫におくれ寡^{さい} 居^くせしを秀吉東山の花見の時かひまみ給ひ頻りに召れけるを利休参らせざりし故罪せらるゝかといふ誠に哉—③

<史料Ⅲ-18>○易修營大徳寺山門。而營作己之像安於閣上。秀吉惡其不遜而大怒以加殺戮—①

第2節 千利休切腹の原因に関する史料の記述内容の分析・検討

1. 史料記述内容の分析表

1) 原典史料成立時代および著述者区分毎の史料別切腹原因項目

時代・区分	史料	切腹原因項目
安土桃山時代 A	II-2	①・②
	II-3	①
	II-4	①・②
	II-5	①
	II-6	①・②
安土桃山時代 B	III-1	③
江戸時代 A	III-7A	① α
	III-9	① α ・② α
江戸時代 B	III-4	③
	III-5	①
	III-6	② α ・③ α
	III-10	①・② α ・③ α
江戸時代 C	III-2	①・④ α ・⑤
	III-3	① α ・⑥ α ・⑦ α
	III-7B	①・③
	III-8	① α ・② α ・③ α
	III-14	① α ・② α ・③ α
	III-15	① α ・② α ・③ α
江戸時代 D	III-11	⑧
	III-12	①・⑧
	III-13	① α ・② α ・③ α
	III-16	③
	III-17	①・②・③
	III-18	①

千利休の切腹の状況および原因に関する一考察

2) 原典史料成立時代および著述者区分毎の切腹原因項目別史料

時代・区分	切腹原因項目	史料
安土桃山時代 A	① 木像安置	Ⅱ-2・3・4・5・6
	② 売僧行為	Ⅱ-2・4・6
安土桃山時代 B	③ 利休娘側室拒否	Ⅲ-1
江戸時代 A	① α 木像安置	Ⅲ-7A・9
	② α 売僧行為	Ⅲ-9
江戸時代 B	① 木像安置	Ⅲ-5・10
	② α 売僧行為	Ⅲ-6・10
	③ 利休娘側室拒否	Ⅲ-4
	③ α 利休娘側室拒否	Ⅲ-6・10
江戸時代 C	① 木像安置	Ⅲ-2・7B
	① α 木像安置	Ⅲ-3・8・14・15
	② α 売僧行為	Ⅲ-8・14・15
	③ 利休娘側室拒否	Ⅲ-7B
	③ α 利休娘側室拒否	Ⅲ-8・14・15
	④ α 大徳寺三門改築	Ⅲ-2
	⑤ 利休蔑如扱	Ⅲ-2
	⑥ α 名物茶器所望拒否	Ⅲ-3
⑦ α 茶湯理念対立	Ⅲ-3	
江戸時代 D	① 木像安置	Ⅲ-12・17・18
	① α 木像安置	Ⅲ-13
	② 売僧行為	Ⅲ-17
	② α 売僧行為	Ⅲ-13
	③ 利休娘側室拒否	Ⅲ-16・17
	③ α 利休娘側室拒否	Ⅲ-13
	⑧ 二条院石塔盗用	Ⅲ-11・12

3) 切腹原因項目毎の原典史料成立時代および著述者区分別史料

切腹原因項目	時代・区分	史料
① 木像安置	安土桃山時代 A	Ⅱ-2・3・4・5・6
	江戸時代 B	Ⅲ-5・10
	江戸時代 C	Ⅲ-2・7B
	江戸時代 D	Ⅲ-12・17・18
①α 木像安置	江戸時代 A	Ⅲ-7A・9
	江戸時代 C	Ⅲ-3・8・14・15
	江戸時代 D	Ⅲ-13
② 売僧行為	安土桃山時代 A	Ⅱ-2・4・6
	江戸時代 D	Ⅲ-17
②α 売僧行為	江戸時代 A	Ⅲ-9
	江戸時代 B	Ⅲ-6・10
	江戸時代 C	Ⅲ-8・14・15
	江戸時代 D	Ⅲ-13
③ 利休娘側室拒否	安土桃山時代 B	Ⅲ-1
	江戸時代 B	Ⅲ-4
	江戸時代 C	Ⅲ-7B
	江戸時代 D	Ⅲ-16・17
③α 利休娘側室拒否	江戸時代 B	Ⅲ-6・10
	江戸時代 C	Ⅲ-8・14・15
	江戸時代 D	Ⅲ-13
④α 大徳寺三門修築	江戸時代 C	Ⅲ-2
⑤ 利休蔑如扱	江戸時代 C	Ⅲ-2
⑥α 名物茶器所望拒否	江戸時代 C	Ⅲ-3
⑦α 茶湯理念対立	江戸時代 C	Ⅲ-3
⑧ 二条院石塔盗用	江戸時代 D	Ⅲ-11・12

4) 切腹原因項目別記述史料数

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ① 木像安置 | 合計12史料 (ただし江戸時代7史料) |
| ① α 木像安置 | 合計7史料 (ただしすべて江戸時代) |
| ② ^{まいす} 売僧行為 | 合計4史料 (ただし江戸時代1史料) |
| ② α 売僧行為 | 合計7史料 (ただしすべて江戸時代) |
| ③ 利休娘側室拒否 | 合計5史料 (ただし江戸時代4史料) |
| ③ α 利休娘側室拒否 | 合計6史料 (ただしすべて江戸時代) |
| ④ α 大徳寺三門改築 | 1史料 (ただし江戸時代) |
| ⑤ 利休蔑如扱 | 1史料 (ただし江戸時代) |
| ⑥ α 名物茶器所望拒否 | 1史料 (ただし江戸時代) |
| ⑦ α 茶湯理念対立 | 1史料 (ただし江戸時代) |
| ⑧ 二条院石塔盗用 | 2史料 (ただし江戸時代) |

2. 史料記述内容の分析・検討

1) 原典史料成立時代および著述者区分別の特徴

ここでは、本節1の1)および2)で分析した資料を参考にして、原典史料成立時代および著述者区分別の、切腹原因に関する史料の記述における特徴を見る。

まず、安土桃山時代Aの記録は、前章の切腹状況に関する史料の記述と全く同一時点・同一条件の記録である。したがってこれらの記録は、この事件当時の生々しい現状を実際に見た事実や、またそれを聞いた人たちの記述である。そしてその結果、5史料すべてが①木像安置を、また5史料中3史料が②売僧行為を、切腹原因として挙げていて、それ以外の罪については、記していないということである。このことは<史料Ⅱ-5>で伊達政宗家臣鈴木新兵衛が「おもしろき御文言、不可勝計候、」と国元への書状で記しているものの、主たる罪状としてはこの二つであり、それ以外は微罪もしくはそれら二つの罪状の、補足的記述であった可能性が強いことを示しているといえるのではないか。同時に二つの罪状の中でも、特に木像安置が首罪であったことを示しているといえそうである。

しかしながらここで忘れてならないのは、これら二つの罪状は、処断当局者による公示罪状であるということであり、そしてその中でも木像安置がすべての史料に記されているように、これが首罪と当時の人たちが思ったのには、それなりの理由があったということである。つまり、切腹前に利休の木像をわざわざ一條戻橋で磔にし、その傍らに高札を立てて罪状を事前公示していること、切腹後にはさらに切腹でありながら、その木像の足で踏ませた形で、利休の首を獄門に懸けるといふ、視覚効果満点の処置をすることで、そのように必然的に思わされたということではないか。処断当局者によるこれだけの演出が、十分に効を奏して、当時の人々は、利休の悪行ぶりをまざまざと見せ付けられ、強烈に印象付けられた様子が、これらの史料の行間から読み取れるのである。

ところが<史料Ⅲ-1>は、切腹後2年経過時の利休出身地元の堺では、早くも別の切腹原因の噂が立っていたことを示している。記述者はかつて利休が参禅修行した南宗寺塔頭の集雲庵首座であり、茶道の弟子として利休を敬愛してやまなかった南坊宗啓である。ここで問題とすべきは、この点をどのように評価すべきであるかということである。利休が切腹を賜るに至った罪状が前記二件であることは、高札による罪状公示や他の記録から明白であるが、切腹2年後の堺では、すでに公示罪状に対する疑義が生じていたと考えるべきではないだろうか。秀吉の好色による利休娘の側室要求に対する利休の拒否という、公示罪状では掲示し得ない原因が実はあったのではないかと、という見方も堺ではなされていたことを示していると考えらるべきであろう。

次に江戸時代であるが、全体を通じてみると、こうした公示罪状に対する疑念といったものが、別のいろいろな形でみられるようになる。つまり一つには、江戸時代Dを除くと、二つの公示罪状のうち首罪である木像安置については、それを記している10史料のうち4史料しか、ストレートにそれを原因として挙げておらず、残り6史料と他の一件の公示罪状である売僧行為に関しては、そのすべてについて、それが讒言によるものである、と記しているという大きな特徴を示していることである。そしてまた一つには、上記原

因①の木像安置をストレートに挙げている史料には、特別なものを除き、公示罪状以外の原因がいろいろと記されているという点である。また最も特徴的な点は、利休娘の側室要求への拒否という原因の急増である。このことは、木像安置やましてや売僧行為という原因は、どうも公示額面どおりではないのではないか、実は利休娘の一件が隠された原因ではなかったのか、と考えられるようになっていたことを示しているのではないかと。そしてこうした疑念の延長線上に、他のさまざまな原因が挙げられるようになり、それらも讒言によるものである、と記されるに至ったのではないだろうか。このことは江戸時代Dも含めた、江戸時代全体を通じて言えることである。

では以上のような江戸時代の全般的傾向を踏まえて、次に著述者区分毎に、いま一步掘り下げてみることにする。まず、江戸時代Aの記録としては、次のことが言える。

<史料Ⅲ-7A>は原因①aのみであるが、<史料Ⅲ-9>は原因①aおよび②aを挙げていて、両史料ともそれが讒言によるものと記している。それは原因①および②を口実として使った讒言により、切腹させられたと彼らは考えていたように思われる。そのことは、豊臣家になんら遠慮することのない徳川時代になったために真実を記しているのか、あるいは千家の始祖利休の死を正当化しようとする意図によるものか、ここでは速断することはできないが、いずれにしても彼らにすれば、利休が切腹させられるほどの正当な理由はなかったと考えていたらしいことが言えそうである。

また江戸時代Bの記録で、Aの記録と最も異なるところは、原因③の一件が、茶人たちの間で言い伝えられていたことである。そしてさらに、讒言という要素も付加されていることを考えると、やはり前記の江戸時代全般と同様の特徴を示しているといえそうである。

次に江戸時代Cの記録をみることにする。<史料Ⅲ-3>は、<史料Ⅲ-2>の補足として記されたものであるが、いずれもこの記述の中心になっているのは、前野将右衛門長康である。この前野長康は、秀吉創業の功臣であったが、文禄の役より帰国後は関白秀次の後見役を仰せ付けられる。ところが息子出雲

守長重が秀次事件に連座切腹となるに及び自らも責任をとり自刃している。したがって、そのことや、秀吉および利休の近くにおいて、両人物を知悉していた長康の記録をもとにした、江戸時代の子孫の編纂として、〈史料Ⅲ-2〉の原因①・④a・⑤には、比較的自由な立場での記述としての興味深さがある。

その一例について挙げると、原因④aの一件である。利休が勝手に大徳寺三門の大改築をしたのはけしからんと、秀吉が不快心を募らせたことが、原因の一つであるとされているが、利休は事前に願い出て許可を得た、と言っていたと長康は記している。ここで利休が本当に事前届け出をしていたか否かの証明はできない。しかし、傍証として、〈史料Ⅱ-6〉『北野社家日記』の、利休が切腹になる直前月分の、天正19年閏正月11日から同月末日までの記録³⁶⁾を挙げることができる。この記録によると、京都所司代前田玄以は、北野天満宮内と思われる屋敷の件で、再三にわたり検分に行き、また神社側も連絡・報告を密にして、事後のお礼までしている。このように京都所司代として同天満宮に対し、非常に些細と思われる事案についても、事前届けは勿論出させ、その後の検分も抜かりなくやっていたらしいことが確認できるからである。それに〈史料Ⅲ-2〉の原因①についても、それが讒言によるとは記されていないものの、関連して〈史料Ⅱ-7〉に次の記述がある点について、特に注目する必要があるのではないか。

殿下より下し給う天下一宗匠の御号を永代に伝えるために相謀りし候事、宗易殿より殿下にも内々届けられ御免なされ候事承り候。

この〈史料Ⅱ-7・Ⅲ-2〉のコンテクストから察するに、次のことが考えられるのではないか。つまり、利休の寄進により大徳寺三門の大改築が竣工したことで、それを永く顕彰すべく、大徳寺長老衆や門人一同の意向をうけて、その楼上に木像を安置することになるが、それに際しては、利休は秀吉に内々了解を得ていた。にもかかわらず、その後約1年2ヶ月半経過した時点の、秀吉の尾張鷹野下向中に、その木像の件が、俄に問題として浮上する。そして、秀吉の帰洛後に、事態は利休の堺追放、さらに切腹へと急展開をみせる。こうした事態の推移から考えられるのは、木像安置をしたと考えられる、天

千利休の切腹の状況および原因に関する一考察

正17年12月初めの時点と、秀吉が尾張から帰洛した天正19年2月初めでは、大きな状況変化があり、そのため秀吉は翻意することになった、ということではないか。問題は、秀吉に翻意を促した動因が何であったのかということであるが、これについては、前記大徳寺三門改築の事前届け出許可済みの件とともに十分考察する必要があり、別稿に譲ることにしたい。

<史料Ⅲ-7B>は、利休の弟子で、利休に次ぐ茶の湯名人といわれた古田織部の嫡子による直談の聞き語りである。これには、原因③により秀吉は利休を心底憎んでいたが、それは公式罪状にはできないため、①という口実を得て誅伐したとなっている。また<史料Ⅲ-8>は<史料Ⅱ-11>と同一史料で、上杉家伝来の事跡の一篇として記されているが、その上杉家ですら次のような原因説を伝えていることに興味をそそられる。つまり、<史料Ⅲ-7B>と同様に、原因③を公式理由にできないため、①という口実を待ち、それに②を加えたというものであり、さらにいずれも讒言によるというのである。そして<史料Ⅲ-14>は、細川忠興の事跡に関する記述の中にみられるものであるが、細川忠興は最も忠実に利休流茶湯を受け継いだ人物と言われる。したがって、利休のことをよく知りえた関係にあった武家の茶人仲間には、<史料Ⅲ-8>と同様の原因説が、それも讒言によるものとして広まっていたことの、証拠を示すものであるといえそうであり、これまた非常に興味をそそられるものである。つまり、原因①と②は口実であったことをこれらは示しており、真の原因としては③だったのではないかと、彼らは考えていたという点である。また<史料Ⅲ-15>は、尾張藩士による茶道故事輯録であるから、利休とは直接関係のなかったと思われる人物であるが、やはり<史料Ⅲ-8・14>と同様な、切腹原因についての受け取り方をしているようである。

そして最後に、江戸時代Dであるが、この区分の記録には、切腹原因の考察に重大な影響を及ぼす記述は無いと考えられるので、紙数の関係もあり割愛する。

2) 切腹原因項目別の特徴

ここでは本節1の3) および4) の分析資料により、史料にみえる切腹原因項目別の特徴について、その概要を記す。

まず、切腹原因項目として最も目立つのは、なんといっても木像安置の19史料におよぶ記述という圧倒的多数であろう。それは処断当局者による演出効果満点のデモンストレーションによるところ大であると言わざるを得ない。しかし江戸時代のこの原因についての記述の、全14史料の半数は讒言によるとされている点に注目しなければならないのは、前述のとおりである。

そして次に原因項目として多いのが、^{まいす}売僧行為と利休娘側室拒否のいずれも11史料による記述である。このうち前者の売僧行為は、公示罪状の一つであったが、もう一つの公示罪状である木像安置と比べると、記述史料数において格段の差がある。このことはこの売僧行為という罪状が、公示時点からすでに首罪である木像安置に比べて、付加罪的位置づけである、と思われていたのではないかという点と、首罪の此見よがしの演出効果に比べて、訴求力という点で劣っていたことを意味するのであろう。そのことは江戸時代における、この原因に関する記述史料が、江戸末期の1史料を除き、すべて讒言によると記していることから窺われるところである。

また利休娘側室拒否という原因については、前述のとおり、公示罪状に対する疑念から、その反動として江戸時代になり急増したと考えるべきであろう。その他の原因については省略する。

IV 千利休切腹の原因に関する諸説とその批判的検討

第1節 千利休切腹の原因に関する諸説

1. 切腹の原因に関する先行研究文献リスト

切腹原因に関する記述のみられる先行研究のうち、本稿で取り上げ検討した文献のリストは、以下のとおりである。

<研究1> 岡倉天心『茶の本』講談社、1994年（但し1906年ニューヨーク他にて英文出版済み）。

千利休の切腹の状況および原因に関する一考察

- <研究2>竹内尉『千利休』創元社，1939年。
- <研究3>芳賀幸四郎「利休の切腹とその時代」、『史潮』46，1952年9月。
- <研究4>芳賀幸四郎『千利休』吉川弘文館，1963年。
- <研究5>蘇峰徳富猪一郎『近世日本国民史』第6巻，豊臣氏時代丙篇，近世日本国民史刊行会，1963年。
- <研究6>『岩波講座日本歴史』9．近世（1），朝尾直弘「豊臣政権論」，岩波書店，1963年。
- <研究7>杉本捷雄『千利休とその周辺』淡交社，1970年。
- <研究8>桑田忠親『千利休研究』東京堂出版，1976年。
- <研究9>小松茂美「利休切腹の真相を解明する三通の手紙」、『新潮45』4（6），1985年6月。
- <研究10>会田雄次・尾崎秀樹^{ほつき}対談「秀吉と利休 —超天才同士の葛藤」、『Will』5（1），1986年1月，<特集>千利休 —マルチ型補佐役。
- <研究11>村井康彦「日常の中に非日常を極める」、『Will』5（1），1986年1月，<特集>千利休 —マルチ型補佐役。
- <研究12>小松茂美『利休の死』中央公論社，1988年。
- <研究13>会田雄次・山崎正和对談「利休が目指し，挫折したもの」、『プレジデント』27（9），1989年9月，<特集>千利休。
- <研究14>米原正義『天下一名人 千利休』淡交社，1993年。
- <研究15>熊倉功夫「米原正義著『天下一名人 千利休』」、『国史學』152，1994年3月。
- <研究16>佐賀郁朗（石田三成研究家）「千利休切腹事件 —解明された噂の三成密謀事件—」、『歴史と旅』26（6），1999年4月。
- <研究17>村井康彦「千利休 —その人と芸術」、『講座：人権ゆかりの地を訪ねて（講演録）』，世界人権問題研究センター編，2003年。
- <研究18>村井康彦『千利休』講談社，2004年。
- <研究19>児島孝『数寄の革命 —利休と織部の死—』思文閣出版，2006年。

2. 先行研究における切腹原因説分類

前記先行研究の切腹原因説について分類し、原因説毎の先行研究およびその掲載頁を列記すると次のとおりとなる。

- A. 利休の秀吉毒殺陰謀加担との讒言説……<研究1 (95～96頁)・2 (160頁)>
- B. 利休の精神的キリシタン説……<研究2 (141～151頁)>
- C. 秀吉の利休娘側室要求への拒否説……<研究2 (156～159頁)・7 (59～68頁)・9 (111～112頁)・12 (281頁)>
- D. 秀吉の自制力の減退説およびそれに伴う異常行動による利休の秀吉への訣別説……<研究10 (29頁)・16 (70～71頁)>
- E. 利休の不遜・僭上による自業自得説……<研究3 (6～8頁)・4 (276頁)・5 (343～345頁)・8 (300～303頁)・10 (31～32頁)>
- F. 大徳寺三門楼上木像安置説
 - a. 表向き理由として……<研究4 (276・286頁)・7 (59～68頁)・9 (111頁)・12 (281～284頁)>
 - b. 直接原因として……<研究8 (300～303頁)・14 (270～272頁)・15 (97～98頁)>
- G. 茶道具鑑定・売買不正行為説
 - a. 表向き理由として……<研究4 (276～287頁)・7 (59～68頁)・9 (111頁)・12 (281～284頁)>
 - b. 直接原因として……<研究8 (300～303頁)>
- H. 秀吉の利休所持名物茶器所望に対する拒否説……<研究9 (112頁)・12 (281頁)>
- I. 封建的身分秩序確立を急ぐ豊臣政権内の石田三成を中心とする官僚派による側近政治家利休への反感・否定説……<研究3 (6～8頁)・4 (276頁)・17 (85～86頁)>
- J. 豊臣政権内部の東国政策をめぐる権力闘争犠牲説
 - a. 東国政策をめぐる硬軟両派の権力闘争犠牲説……<研究6 (196～204頁)・11 (46頁)>
 - b. 利休の家康・伊達への異常接近との石田三成らによる讒言説……<研究9 (112～113頁)・12 (282～284頁)>

- K. その他豊臣政権内部の派閥闘争犠牲説
 - a. 利休所属の北政所系（北政所系・淀君系の二大閥のうち）の秀長の死による弱体化説……<研究7（60～61頁）>
 - b. 石田三成派による政治的謀殺説……<研究18（282～284頁）>
- L. 秀吉の朝鮮出兵に関する利休の口禍説・批判メンバー説・反対説
 - a. 利休の口禍説……<研究7（59～68頁）>
 - b. 利休批判メンバー説……<研究17（83～84頁）>
 - c. 利休の堺商人としての反対説……<研究13（59頁）>
- M. 征服欲の権化である権力者秀吉と芸術家利休の自負心の対決説……<研究3（9～12頁）・4（299～308頁）・14（270～272頁）・15（97～98頁）・19（179～183頁）>
- N. 秀吉および世間の芸術近代化潮流に対する利休の中世芸術思想の対立説……<研究3（12～15頁）・4（308～323頁）・18（281～282頁）>
- O. 秀吉と利休の茶湯理念対立説……<研究13（57頁）・16（71～72頁）>

第2節 千利休切腹の原因に関する諸説についての批判的検討

1. 切腹原因に関する基本的な視点

前節では切腹原因に関する先行研究の諸説についてみてきた。そこで本節においては、これら諸説について一旦は個別に批判的検討を加えたものの、紙幅の関係でやむをえず割愛し、本稿では総括的な批判的検討の記述にとどめることとする。そしてそのためにはまずその前提として、筆者の利休切腹の原因に関する基本的な視点について、あらかじめ示しておくことが必要であると考え。つまりその骨子としては、前記原因説 I・J・Kのいずれかは別として、利休は石田三成を中心とするメンバーにより、絶大なる庇護者秀長の死を絶好の機会として、抹殺されたと考えるものである。そのやり方は、天正19年閏正月11日から翌月2月3日までの、秀吉の尾張鷹野下向留守中に、密かに練られた陰謀により、大徳寺三門楼上木像安置という不敬と、茶道具鑑定・売買不正の売僧^{まいす}行為という、表向き口実により、切腹させたというものである。ただしこの二つの口実だけでは、木像安置は1年2ヶ月以

上昔の、いわば古証文を突きつけての処分になることや、もう一つの売僧行為は根拠としては薄弱であるところから、秀吉の決断は得られない。そこで彼らが考えた理由とは、当時の秀吉に対して最も説得力のある理由、つまり、朝鮮出兵に関して利休に不審の動きがあるという、捏造された偽情報を伝えることであった。以上、切腹原因の真相に関し一部先走って提示したことになるが、それはこの視点を明示したうえで、先行研究の批判的検討を述べた方が、より明確になると考えるからである。

なおここで、次の点についてあらかじめ明確にしておきたい。それは、筆者の利休切腹の原因に関する立論は、芸術論ではなく政治論としての視点に立脚しているということである。したがって、芸術論的観点からの研究は行っておらず、ここでこれらの説について論ずることはできない。ついでながら筆者が、政治論として本稿に取り組んでいる所以について簡単に触れておくと、秀吉の茶は、表向きの茶としてはまさに、「御茶湯御政道」のための茶湯そのものであり、利休はそのための後見役であることが、秀吉に期待された最大の役割であったからである。利休はその秀吉の期待に十二分に応え、一心同体となってこの政策を推進・展開し、天下一茶湯名人の名を恣にすることができたのであり、秀吉もまた、天下人になる過程のさまざまな重大局面において、あるいは天下人としての文化的ステータスとして、利休の茶湯を最大限活用したからである。別稿にて論証の予定であるが、切腹の状況にみる特異性が、正にその賜死が政治的理由によるものであり、また筆者の利休切腹原因究明の基本的スタンスの妥当性を示す、何よりの証左であろう。

したがって、利休の茶湯を茶道研究の立場から論ずる場合、芸術論的視点は必須であろうが、少なくとも切腹原因に関して秀吉と利休の関係についてみる時、それを中心に論ずることは、上記の理由で本旨を逸脱することになるのではないかと考えるものである。何故なら、秀吉が利休を殺してしまった後で、そのことを後悔したという記述や、利休の茶を懐かしむといった記録が数多く残っているからである。

2. 諸説の総括的な批判的検討

そこでこうした観点で先行研究諸説をみると、次のことが言える。まずAおよびBは論外であるが、M・N・Oについては、前述のとおり視点を異にするのでここで論ずることはできない。次にHは、それが原因となったのではなく、処分の前段として名物茶器が召し上げられたと考えるべきであり、後先が逆である。またCについては、前章でも述べたとおり、公示罪状に対する疑念から、その反動として江戸時代から急増したと考えられるところから、これが直接の原因になったとするには、根拠が薄弱である。そしてDについては、ある程度言えるのではないか。つまり秀吉は、功成り名遂げてからというもの、秀頼の将来ならびに家康のことなどの他は、まさに恐いもの無しの心境だったのではないか。そしてその増長と老いのために、自制力が減退しつつあったと考えられるが、そのことがある程度わかっているが、利休はその専制者に対する卑屈な対応を、潔しとしないところがあったのかもしれない、と思われる節が感じられるところがある。このことは、Eについて言われるところとなって出ているのかも知れない。それが利休を邪魔であると考える者たちにとっては、「利休抹殺すべし」という方針決定の動因になったと考えられるのではないか。

さて、ここからが本項の要点である。まずFおよびGであるが、これは先行研究の何人かが論じているように、筆者もこの二つの原因説については、直接原因ではなく、表向き理由であったと考えるものである。そしてそれが単に他の理由より、すぐれて世間の人びとを納得させやすい「恰好の口実」であったということの他に、木像安置不敬罪を執拗に顕示した裏には、もう一つ別の目的があったと考えられるのである。その根拠については別稿で詳述する予定でありここでは省くが、そこには「恰好の口実」を設けて、利休を抹殺するという当初の目的と、それを秀吉に納得させるための理由が隠されていたということではないか。ではそこまでして利休を処断する理由は何かということになるが、その真相に関すると思われるのが、I・J・Kなどの原因であり、この点については筆者もそれらの先行研究と軌を一にすると

ころがある。しかし、だからと言って無条件に、これらの先行研究に賛同することはできないのである。

それはこれらの先行研究のいずれも、根拠が薄弱であり説得力に欠けるといことである。その理由は何かといえば、公示罪状とされたFを真因とするには問題点つまり瑕疵があり、またGを絶対的原因とするには説得力に欠けるとの故をもって、これらが表向き理由であり、真因はI・J・Kに違いないといったような、論理展開のように思われることである。つまり、豊臣政権時代における、天下一茶湯名人千利休の切腹という、一事件の真相を究明しようとするに際して、最も肝要な事件の状況に関する記録の厳密な調査・分析・検討という、基本的手順を踏んでいないということである。このように言ってしまうと、学術的でないとか、世俗的発想であるとの冷笑を買いかもしれないが、利休切腹という権力者による一つの殺人事件として捉えた場合、その原因・理由を究明するには、まずその状況証拠を丹念に分析・検討することから始めるのが、常道ではないだろうか。いささか世俗的例示で恐縮であるが、同じ殺人事件でも、その現場状況を精査することが、過失致死なのか、故殺なのか、あるいは謀殺なのかを断定するための、大きな判断材料となるはずだからである。

さらに一つの重要な点は、江戸時代の切腹原因に関する記述史料にFやGについては、讒言によるという記述があるところから、それ以外の原因として挙げられたとも思われるからである。つまり、切腹原因に関する多くの関係史料の記述からは、公示罪状に対する疑義が読み取れるにもかかわらず、この点についての究明がなされていないと思われるからである。

こうした観点に立脚して筆者は、まず切腹状況を丹念に分析した結果、この切腹事件には多くの特異事象があることが判明し、それを千利休切腹状況における特異性として捉え、その検討を踏まえ、さらに公示罪状の欺瞞性解明を経たうえで、切腹原因の真相を究明しようとするものである。しかるに、これらの点に注目した先行研究は、残念ながら見当たらないのであり、その重要なステップを抜いての真相究明は、結論的には、ほぼ同じ方向のものが

あったとしても、論理展開にどうしても無理や飛躍が生じているところから、それらに全面的に賛同することはできない、ということをここで強調しておきたい。

V 結び

茶人千利休は、天下一茶湯名人として、また側近情報参謀的存在として、主君豊臣秀吉の天下取りを側面から支えていた。ところが、秀吉は名実ともに天下人に登りつめるや、その利休を御用済みの無用の長物でもあるかのごとく、切腹を命じ、いとも簡単に斬り捨ててしまうのである。

この利休の秀吉による賜死の理由としては、切腹3日前に、処断当局が高札により公示した、次の二点がその主なものであった。つまりその一つは、利休が私財を投じて大改築した大徳寺三門の楼上に、利休自身の木像を安置したという不敬罪であり、他の一つは、茶湯道具の目利き鑑定・売買をめぐる不正行為（^{まいす}売僧行為）罪というものであった。しかしながら、この切腹の原因については、これらの両公示罪状そのものに対する疑義や、その他の不審点に関し、古来数多の歴史家・茶湯研究者などによって論じられ、また仮説がたてられてきているものの、未だにその定まるところをみないという現状にある。そこで本稿においては、この利休切腹の真相解明を目指して、次の点について新たな角度から史料を調査・分析し、考察したものである。

まず、利休切腹の状況に関して、切腹当時から江戸時代に至る多数の関係史料の、調査・分析・検討を行った。その結果、この切腹の状況においては、多くの特異事象がみられ、これらを「利休切腹の状況における特異性項目」として、抽出することができた。こうした特異性は、いわゆる一般的な切腹においては、他にその例を見ないものであるところから、これらの究明が、切腹の真相に迫る重要な鍵を握っていると思われるものである。そこで先行研究においては、こうした点に関して、どのように検討されているかを確認したところ、本格的に究明を試みたものはないことが判明した。つまり、豊臣政権時代における、千利休切腹という、権力者による公的殺人とも言える

事件の真相解明に際して、最も肝要な、事件の状況に関する記録の厳密な調査・分析という、基本的手順を踏んでいないということである。

そして次に、切腹の原因に関する記録に関しても、同じ期間における関係史料について、調査・分析を加えた結果、やはり多くの特徴的な記述がみられた。

以上のとおり、千利休の切腹には、その状況における多くの特異性や、その原因の記録にみる特徴的記述を伴っていることが判明した。そこでこれらの検証・究明を通じて、切腹の真相解明に取り組む必要があるが、その点については、別稿に譲ることとしたい。

注

- 1) 時慶記研究会編『時慶記』本願寺出版社、2001年、102頁。
- 2) 竹内理三編『増補続史料大成』第九巻、臨川書店、1967年、331頁。(ただし、原典は毛筆書きである)
- 3) 東京大学史料編纂所データベースの画像より筆者解説。(ただし、原典は毛筆書きである)
- 4) 辻善之助編『多聞院日記』第四巻、角川書店、1967年、287～288頁。
- 5) 東京大学史料編纂所『大日本古文書』家わけ第三ノ二、東京大学出版会、1966年、80～81頁。
- 6) 竹内秀雄校訂『北野社家日記』第四、続群書類従完成会、1973年、283頁。
- 7) 千宗左・千宗室・千宗守監修『利休大事典』淡交社、1989年、654・656頁。
- 8) 同上注7の『利休大事典』、662頁。
- 9) 松山吟松庵校訂『茶道四祖伝書』思文閣、1974年、21～22頁。
- 10) 同上注9の『茶道四祖伝書』、242頁。
- 11) 前掲注7の『利休大事典』、667頁。
- 12) 吉田蒼生雄訳『武功夜話』第三巻、新人物往来社、1987年、184頁。
- 13) 菊池真一編『武刃咄聞書』和泉書院、1990年、59頁。
- 14) 石田晴男他編『綿考輯録』第二巻、忠興公(上)、出水神社、1988年、98頁。
- 15) 日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成』第三期19、吉川弘文館、1978年、376～377頁。
- 16) 成島司直改撰『改正三河後風土記』下巻、金松堂、明治19年(1886)、1224・1228

千利休の切腹の状況および原因に関する一考察

頁。

- 17) 千宗室代表編纂『茶道古典全集』第四卷，淡交新社，1956年，309頁。
- 18) 前掲注7の『利休大事典』，654・657頁。
- 19) 同上注7の『利休大事典』，661～662頁。
- 20) 千宗室代表編纂『茶道古典全集』第十二卷補遺二，淡交新社，1962年，41頁。
- 21) 前掲注9の『茶道四祖伝書』，21頁。
- 22) 同上注9の『茶道四祖伝書』，205～206頁。
- 23) 前掲注7の『利休大事典』，666～667頁。
- 24) 前掲注12の『武功夜話』第三卷，176～177・184頁。
- 25) 吉田蒼生雄訳『武功夜話』補卷，新人物往来社，1988年，276頁。
- 26) 前掲注7の『利休大事典』，659頁。
- 27) 前掲注13の『武辺咄聞書』，58～59頁。
- 28) 前掲注14の『綿考輯録』第二卷，忠興公（上），100～101頁。
- 29) 裏千家今日庵文庫蔵書複製『茶窓閑話』同文庫，1981年，中14頁。（ただし，原典は毛筆書きである）
- 30) 日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成』第二期20，吉川弘文館，1974年，324頁。
- 31) 日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成』第一期21，吉川弘文館，1976年，275頁。
- 32) 前掲注15の『日本随筆大成』第三期19，375～376頁。
- 33) 日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成』第二期15，吉川弘文館，1974年，323頁。
- 34) 前掲注16の『改正三河後風土記』下巻，1223～1224頁。
- 35) 鈴木省三編『仙台叢書仙台金石志』下，仙台叢書刊行会，1927年，188頁。
- 36) 前掲注6の『北野社家日記』第四，278～280頁。